

古祖派の諸律祖行業記略 (三)

長 谷 部 幽 蹤

七 古祖下第九世の律祖

前述した古祖下第八世の諸祖のうち、法嗣を多く打出し化盛を謳われたのは、江寧寶華の文海福聚⁽¹⁾、常州天寧天玉銓、淮安聞思聚用眼文等である。『律宗燈譜』の卷第八には文海に嗣法した理筠言をはじめ、古祖下第九世に列せられる諸師の伝歴が収録されているが、その数は合計して僅か五人を数えるのみである。そのうち徳増性賢の伝は『南山宗統』から転載したもののようにあり、また昭月性貞、押傳性微のそれは恐らく初版本には録せられておらず、後補されたものとみられる。とすれば原版の記述は第九世以降については極めて疎略であつたに相違ない。このように

伝歴を知る手掛かりは乏しいが、第九世の律祖として燈譜に名が録せられている師僧の数は燈譜に洩れた五師を加え全体で二〇九名に上っている。これによつて古祖一門の律學は、当時の教界におよび響を留めていたらしいことが推測される。因みにこれら第九世代に属する律師達が弘律の活動に従事していた時期は、同世代の諸師の伝歴の記述によつて知られる限りでは、上限は西紀一六九三年、下限は一七八五年となつてゐる。従つてそれは、聖祖の治世、康熙の半ば頃から世宗の代を経て、高宗の治世、乾隆の晚期近くにかかっている。なお潭柘山岫雲寺に拠つた壽光、心純等の諸師については、律燈承伝の次第から換算して第九世に列せられることになるが、同じ世代でも、上記諸師と

は凡そ百年前後の懸隔を生ずるに至つてゐる。同系で派を異にする師僧の生卒年に参差不齊を来たすのは珍しくないがこの場合は極端である。『律宗燈譜』では卷第七の巻末、聚用文の伝に続けて、碧淳環、涵空長両師について立伝しているが、これら二師が聚用に嗣法したことは、目録及び略伝の記によつて明白であるから、燈譜の初版本には編録上に若干不備が存した、といわざるを得ない。いまは暫く本録第八世の諸祖の配列順を承けて、聚用文下の両師を第九世押傳の後に列次して、行業を略述するに止める。

理筠性言（一七〇九—一七六九）は嘉興府平湖県の人、俗姓は徐氏でその家は代々儒を以て業とした。母は俞氏に出で、善心もて物を慈しみ、雅に釋経を信じ苦を含んで素を茹し、佛に祈つて子を得た。よつて師は性を稟けて柔和、童機妙応にして靈感は独り他に先んずるところがあつたといふ。幼にして儒書を誦したが、終に隠逸の思いを懷き、二親の養を終えるに及んで益々旅寄に心動かされるものを覚えた。また幻軀の浮脆四大の真ならざることを慨嘆し、堅きこと鉄石の如くにして磨滅に帰せざるものを探めて徳藏寺の雨曇に投じて薙染、雍正九年、寶華に上つて文海福

聚に受具した。その馥郁たる戒芬、威儀の棣々たるは、世人の認めるところであつたらしく、深く器許せられて院事を授けられるに至つた⁽⁴⁾。

雍正十二年⁽⁵⁾、文海が詔を奉じて入京し、皇壇を建立し、法源寺に弘戒するに及んで師は能く海公を輔弼贊助し、その功業甚だ大なるものがあつたといふ。事畢るや山に還り、次いで金陵の天隆寺に分席すること三年、乾隆二十五年⁽⁶⁾、江蘇の巡撫の任にあつた桂林の陳相國が、師に蘇州治平の法席を主らんことを請うた。治平は吳県西南十二里上方山下に在り、梁の天監二年に創建された古刹であるが、蔓草荒煙と記されているように頽圮し荒廃の状を呈していた。陳公は師を目して、能く勝地を重輝するの任に堪える者として選任したのであつた。師は入院するや草萊を闢除し寝を廃し食を忘れてその復興に尽瘁した。

乾隆二十七、乾隆三十年と兩度に亘つて聖駕南巡するの事があつたが、師は前後駕を迎謁して奏對旨に称い、聯額恩施を賜つた。乾隆三十年、師の文海が謝世した際、師は寶華に来至していなかつたから、直接囑授に与かることはなかつたが、衆くの同門の期待に応え寶華に第八代の法席

を襲い、住山五年大いに祖道の光輝を増演せしめ、乾隆三十四年に示寂した。世寿六十一、臘四十八。

天月性實（一六九三—一七七四）、師の字は天月、澄庵と号した。江蘇省淮安府山陽県の劉氏の末裔である。父は名を國棟といい、善事を楽しんで倦まず、虔々しく佛号を誦し、異徵を見ることが多かつたという。曾て菩薩が光を垂るるを夢み、覚めて内室は子を挙げた。師は生まれて穎悟、性根凡ならざるものがあつた。弱冠に及んで志遺俗に存し、祝髮の後、寶華山文海福聚に従つて律を学び、朝夕に精修して寒暑を問てず、親しく密諦を承けて妙悟の環を生じ、齋を経壇に撰り、職は都講を司つた。師の文海が召されて京師法源に戒を説き、遮会を建つるに及んで、情殷ろに輔導の事に当たり因つて為に四禪を教授した。幾ばくもなく道場は円満するをみたが、文海は恩を承けて召対し、法源に繼席せんことを垂詢せられた。時に新たに寺名を更うるも自ら私することなく、ことさらその徒を挙げずして諸寺の長老を薦め、また命を奉じて南山の法嗣を同じく挙げて引見し、とくに性實に詔し、繼いで法源の方丈を主らしめんとした。かくして師は遂にその任に当たることとな

つたのである。ところで初めは院の庫蔵屢々空しく、人はこれを知る由もなかつたが、ただ師は衆を率いて殿宇寮垣、丹艤を塗茨⁽⁸⁾し、工を鳩めるには時を以てした。かくて法源は莊嚴弘麗煥然として觀を改めるに至つた。師の誓願は安逸を貪らぬ生き方をすることにあつた。従つて厨に香積なきも、春秋に説戒し結夏には安禪し、宵夜に精勤して脇席に著かず、一鉢一盂もてみづから先んじて僧衆を率い、持するところ布衲一襲のみにて敝れざるには更えず、実に數十載一日の如くであつたという。乾隆二十三年、法席を圓林に伝えて院を退き閑居して余生を過ごしたが、乾隆三十九年に滅を唱えた。寿八十有二、臘六十三⁽⁹⁾。

德增性賢（一七〇三—一七六七一）、師諱は性賢⁽¹⁰⁾、德増と号した。江蘇省淮安府安東県の人、俗姓は嵇氏で遠祖は中散甲族として知られた。父の祥生は処士であつたが隱德ありとされ、母は孫氏に出で、慶雲の懷に入ると夢みて身あるを覚えた。産時には異香室に満ち、三日乳せず等の異ありと伝えられる。稍々長ずるや辛齧を茄わづ、童となつては像を挾するのを喜んだ。慧根夙に具わり、出塵を志して廟灣の祇園寺に子敏を礼して師と為した。祇園はもと瑜

伽教寺であつたから、世俗の請に循つて螺を吹き唄を唱い、日に紛如たるものがあつた。その間に廁つて師は鬱々として意に満たざるものを見え、慨嘆して行を決し、寶華に詣り文海に就いて具足戒を受け、その法器たるを認められて左右に侍し、遂に宗旨に洞徹するを得た。師は雍正十二年、文海に従つて入京し、絳衣を賜い、壇に臨んで受戒の証明をなした。期畢つて圓明園に引見せられ、賞賚優渥であつたといい、高宗の勅を拝して寶華に帰山した。

時に維揚の吉祥院は、油岷の逼すところとなり、日に荒廃を見るに至つた。師は郡中の檀護汪文、戴南等による再三の請に応じ、院復興の業に任じ、敗壁頽垣榛莽を掃除して、經紀殿閣寮廡等を次第に修建し、精籃五処を構え、齋田四百余畝を増拡し、稟戒の禪衆に資給した。食指数千に上り、しかも寂然として譁しきことなしという。師は維揚智珠寺の開山第一代の祖とされるが、該寺は千華派における隱然たる一大支と目されるに至り、華山と並峙して永久に極まりなしと称せられている。

昭月性（了）貞（一七二九—一七八五）、師は江蘇徐州府沛縣微山の人、幼時には多病であったが、銅山縣曹都寺

潔生に就いて剃染した。それより疾病は漸く治癒したと伝えられている。嘗つて法華經を誦し、「止みね止みね、説くを須ひざれ、我が法は妙にして難思なり」の處において、偶々句断じて続かず、良久して始めて最上の真乗は必ず参悟を仮るべきものであり、思量分別の能く解するところに非ざるを知つたという。

年二十、蕭邑皇藏峪弘濟振融律師に就いて具を秉り、のち依止して律を学ぶこと三年、一日宏濟の金剛經首頌を講ずるを聞いて省あり。乾隆十五年、志を立てて南詢せんとしたが、宏濟は領してその師大樞に見えしめた。師翁は宏濟に命じて記削せしめんとしたが、師は、すでに戒法を秉らんにはまさに戒に住すべきであり、頭上に頭を安んずる要があろうかと、敬々しく拝辞し、次いで揚州萸灣三岔河に高旻寺了凡際聖に参じた。『律宗燈譜』『新續高僧傳』の記を併せ勘えるに、聖公は師を一見して器とし、是れ真參の禪客なりと称し、三不是に参ぜしめたが、年余にして入処なく、安居すること三冬にして始めて個の大事を發明するを得た。燈譜によれば師は、乾隆二十年、剃度師が病むと聞いて里に回り、皇藏峪に夏を度る。大樞は師に戒源の

重んずべきことを訓し、一門の戒法が伝わらざるを憂えて遠くへ去るべからず、と命じた。師は黙したままであつたという。

この年高旻寺の了凡聖公が人を遣わし師に南帰を促したのでこれに応じた。翌丙子二十一年の夏、了凡是示寂に当たり師に命じて高旻寺の法席を継がしめんとした。かくて年を終えるや師は衆を領することとなつた。『新續高僧傳』には二十八歳にして了凡に記正せられ、竟にその翌年師席を襲うたことがいわれている。前後の事情から師の継席は乾隆二十一年の早い時期であつたとみられるのである。これによつて師が律学と兼ねて禪の法燈をも受けた者であることが判る。『律宗燈譜』は古祖下第九世の諸律祖の名を列ねる目次中に瑞雲寺宏濟振融の法嗣として、静語に次いで昭月貞公を挙げ、臨濟兼宗と付記している。

『新續高僧傳』の記によれば、高旻寺は、天慧實徹が来山してより、「鉗錘猛厲なる諸方に冠たり。」と称せられたといい、「學子の身を忘じ法の爲にする者に非ざれば、往々にして風を望んで足を裏む。一傳して了凡に至り、燈⁽¹⁶⁾を揚げ焰を續け、日に新たにして已めず」とも記されている。

またいう。「貞は少年の英特を以て諸耆宿を駕するに及ぶ。⁽¹⁷⁾上みな高旻の宗風まさに振はざらんとするなるを憂ふ」と。然るに貞公は向上を純提して少しも假借することなく、結制入堂に開示する毎に淋漓激切たるあり、これを聞く者涙を流す。「あるいは自ら所得を陳ぶるや燈辯津々として輒ち一言にて斬截し、人をして愧恨を沮喪せしめ、重ねて策發を加へたり。かくして終に契證を獲る者尠なからず。故に三十年來、海内の叢林にして生死の大事あるを知る者は、必ず高旻を以て歸となせり」と述べられている。

因みに高旻寺には内容の整備した洋々数十万言から成る大部の寺規が存する。いわゆる『高旻寺規約』として今日に伝えられているのは、来果妙樹（一八八一一九五三⁽¹⁸⁾）の編述とされ、近代の成立に属するが、それは一朝一夕に完成したものではなく、それまで長年月に亘り、組織立てられた体制の下での学道を通じて、実際の叢林の修行生活の運用に堪え来つた寮規を集大成したものであつたと考えられる。⁽²⁰⁾それはまた文章の高雅、指南の効切、準則を述べ示して詳審且つ委曲を尽くしたものであることにおいて、近世叢林規約の範とさるべきものである。了貞が高旻の席

を董していた当時、総督の任にあつた高公某は師と清契あり、公が偶々州田五千畝を以て高旻寺に寄進せんとした際、師はこれを固持して、「幸いに蒲田の饗鬻に共(供)すべきあり。之を益して以て滋く人を累わすを願はず」と答えたといふ。その故を問われるや、「往時諸寺院の州田を以て訟を致す者、数十年を累ね、禍息むことを得ず。懲なかるべけん。且つ高なんぞ能く久しう之に居らんや」と応えたという。その後田を受けし者、果して訟反覆す。人ここを以て師の明に服したと伝えられる。これらの事を以てその化高にして影響力の多大なりしを察知することができよう。

師が律と兼ねて臨濟を宗とする者であることについては已に一言した如くであるが、その法系は、⁽²¹⁾玉琳通琇(一六一四一一六七五)——棲雲行嶽(一六一四一一六六六)——南谷超穎(?一一七〇四)——靈鷲誠(一六五七一一七二三)——天慧實徹(一六八三一一七四五)——了凡際聖(一七〇〇一一七五六)と次第相承け貞公に至る。即ち大覺普濟能仁國師の末裔に当たる。ただ玉琳から靈鷲までは高旻に晉住してはいない。了貞はまた丹陽の萬壽、杭州大雄山崇福寺⁽²²⁾

の席を主り、規模を一新せしめたといふ。庚辰の歳、皇上に萬壽に逢い⁽²³⁾、本寺に戒壇を開いて毘尼を宣揚し、翌乾隆二十六年、雲陽邑主の請を受けて聖壽寺に於いて三壇の大戒を伝授した。乾隆二十九年、師は彭城を過り、大樽の塔を掃つて拈香の法語を遣している。これらはともに伝戒の師、瑞雲二老人の付託に応え、報恩の誠を致したものといえよう。なお師の一様の諱のうち、性貞は律門古祖下の伝灯を、了貞は禪門溥沱の一流に連がるものであることを表している。⁽²⁴⁾近世における禪の法燈を録した『正源略集』は了貞の法を嗣いだ寶林達珍(一七三一一七九〇)の撰にかかる。なお本録には師の上堂の語が收められているが、「綠陰深き處水足り草足る、碧玉階前風清く月白し。千劫に眼、舌頭を借らざる底、萬劫に舌、眼清を借らざる底、璣璣動せず、寂爾として恆に通ず」の句に、師が心地の風光の眼前を、またその像贊に、頸直なる師の志操の一端を看取することができる。

坤傳性微(一七三〇?一一七六五一)、師は周氏に出で、本籍は浙江杭州府山陰県に在りしも、高祖の代に徐州の協に鎮府の事に任せられるの事があり、遂にここに家すること

とになつたという。師は幼時多疾であつたが出家を許され、年十一にして舅に当たる銅邑平山寺頻吉和尚に就いて脱白し、十年を経て、乾隆十四年徐州宿還極樂寺印可因貴の座下に具を秉り、次いで律部を精究した。乾隆十八年に至つて引禮より維那に任じ、遂に印可に許されて衣鉢を付された。二年を経て里に帰り、皇藏峪瑞雲寺に大榜如果に参じたが、また極樂寺に回り、堂主、典客、後堂の諸職を歴任した。乾隆二十八年、偶々印可が疾を患い、師に繼席を命じたが、玉眞にこれを譲り自らは教授師となり弘律の業を扶けた。

乾隆三十年、師は北遊して名宿に歴参したが、同年秋極樂寺に帰り、玉眞および一門の請に応じて本山に繼席して殿宇を造修し、化を盛んにした。⁽²⁶⁾

徳滋性泰（？—一七五六—）⁽²⁷⁾は、江蘇省淮安府山陽県の人で俗姓は董氏。師は卯角の時から佛經を好み、董酒を邑にせず、毎に嬉戯する間、空中に向かつて合掌作礼した。これを見て父母は師を以て蓮池会上再来の人ならんといつたと伝えられる。年十五にして本郡普應菴の洞聞和尚の道徳純修を以て淮子に第一と称されていたので師を送つて剃

度を求めしめた。『南山宗統』の記によれば、洞聞和尚は師が幼くして信根を具えもち、行い端しく動上安祥、洋々として大人の態度が認められるところから、将来必ず法門の棟梁となるであろうとして、欣んで薙染を為したということである。かくて日中は灑掃誦習、夜間には礼拝潛修をなし、年二十にして華山に至つて文海に受戒を求め、その後も修行に励み務め、事に臨んでは苟めにすることなく、身を持するに謙謹、人の能く及ぶ者がなかつた程であった。雍正十二年、文海が詔を奉じて入京し、法源・廣濟両刹に皇戒を開いた時、師は侍者となり巡視の職をも兼任した。戒期畢るや文海に随つて圓明園に引見せられ、高麗の布、齋皇等を賜り、本師に隨い、旨を奉じて寶華に還つたが、文海の左右を離れざること三十余年に及び、志操を立つること深堅、輔弼辛勤して遂に衣偈を付せられ、命によつて天隆寺に開戒すること五年、道風声誉金陵に満つ、と伝えられる。本師文海示寂の後、席を法弟に譲つて迹を海陵に隠したので、僧俗みなその義を稱えたという。乾隆三十一年、また邗江（江都西北）の當仕紳縉の請を受け、錫を維揚旌忠寺に住め、中興第一代となつた。將に律法の興隆を

見んとする際、維揚にまた一杖を翫支したとは、師の髪弟徐歩嶠のいうところである。

復聞性廣 (一七二一—一七六六—)

師は淮安府鹽邑の蔣氏に出づ。蔣氏は邑中の巨族として知られていた。年二十にして本邑の普利庵の于賢について出家し、幾ばくもなく白塔寺に參遊して日生に依止すると二年、和尚は師が樊籠の器ならざるを知り、訓えるに戒を以てし、入道の根源とした。

乾隆九年の春、寶華に詣つて文海に受具した。文祖は深く顧重を加え格外に提撕して侍を中瓶に命じ、また維那に抜擢した。乾隆十五年には親しく付囁を拈じた。しかし師は佛祖の淵源西來の大儀を念うも、中に疑碍して終に所得あらず。かくて遂に高旻に造り、天童に遊び、南海に朝し、育王を礼し、親しく大士の真容を観、また躬ら舍利の瑞相を瞻仰した。

このように師は広く江浙の諸名刹を歴訪し、当代の名だたる堂頭に遍參せざるはなかつた。かくして妄情は頓に止息し、天涯海外にも殊に本地の風光より勝れたるはないことを知つた。⁽²⁸⁾乾隆二十一年、師は心を金山に棲まし、また

楞嚴經を究め、將に謂うに衝闘の旨はそれはにあり、と。次いで文祖の命を奉じて寶華に還り、院務を監理し、恭々して聖駕を迎え恩錫優隆であつたと伝えられる。

乾隆二十三年秋、宜陵合鎮の紳士檀護等の公啓を受け、維揚慈雲寺の法席を主り、寺宇を重新し、乾隆三十一年に至つて始めて広く戒を伝えた。ただ寂年を詳らかにしない。碧淳照環『律宗燈譜』には聚用の後に續け、直ちに師の伝を收載しているが、目録及び本文の記述から推して、師が聚用を嗣いだ者ではあるのは疑いない。従つて師を古祖下第九世に列次するのは妥当な措置である。

師は江南鳳陽府宿州の人、俗姓は張氏。幼くして宿州彌陀院の廓智により祝髮し、乾隆八年、柵淵極樂庵⁽³¹⁾德明⁽³²⁾師の座下に円具、次いで聞思寺聚用文公に参じて器重せられ、年を重ねて遂に心印を付せられ、千華の分燈を淮陰三界庵⁽³³⁾に続けることとなり、数年を経ずして梵宇を新たにし、戒幢高く樹ち、海内の景仰するところとなつた。

涵空源長 (一七〇八—一七六九)

師は山左鄒城⁽³⁴⁾張氏に出で、幼にして淮安府安東県地藏庵の朗徹の座下に投じて祝髮、雍正十二年、京師法源寺に文

海に受具したのち南帰して聞思寺に聚用文公に参じて戒律を精持し、許されて衣偈を授けられた。

乾隆十二年、聚用は觀音⁽³⁵⁾の律席を主つたが三年を経て師に命じて席を継がしめた。

師は後進を甄陶して倦怠の心なく、また地藏大殿を重建してその制を広めた。乾隆二十一年兩淮大いに飢し、寺に余糧なし。師は衆を率いて上堂し、ただ白水を飲むもの三日、而も威儀整肅雍雍として、その初めの如くであった。⁽³⁶⁾

かくして大衆は欣然として樂附し、一人だに立ち去る者はなかつたという。その後も道風丕いに振い、ついで齋田を置いて永久に垂れんとし、後人の深く頼るところとなつたと伝えられている。

八 古祖下第九世の続、及び第十世の律祖

京師における古祖派の動向を窺い見るに、乾隆三十年、一門の伝灯の記を搜輯して燈譜を編印した恆實源諒の会下に雲浦祥珠、了然行修、月朗海亮、靜海印徹、善學廣賓の諸師が輩出して弘律の業に従い、靜海の弟子永壽廣福の法嗣に壽光源祝、心純真常、棟昌元魁、慈雲普德等があつて、

順次潭柘山第十四、十五、十六、十七代の法席を襲い、南山の律灯を掲揚した。

これら四師は、世代の上では古祖下第九世に列次されるが、寶華その他の律刹に住山した律祖は、前述したように十世以下については伝歴の伝えられる者は僅少であるから、潭柘⁽³⁷⁾山に法席を董した四師をしばらく『九世の続』として、八の首部に収録することにした。なお潭柘に有縁の『律宗燈譜』の卷八に、第九世代に属する五師の伝を載せながら、潭柘に住した同じく第九世に列せられる四師の伝を欠いていることについては、聊か奇異の感がないでもないが、同じ世代でも、その在世年時が燈譜印行の時期と少なからず距りがあった為であろう。そしてまた逆に華山の伝灯を敍するべき『南山宗統』卷十に、京師の律寺に住した三師を取り挙げ、華山住山の律祖の記を欠いているのも不可解な事の一つである。

以下『潭柘山岫雲寺志』によつて第九世に属する四志の略傳を敍し、補遺とする。

師は順天府順義県の人、幼い時俗務を厭い、誓つて出家作佛を志して、本邑關帝廟の靜然を礼して祝髮、嘉慶十九年、潭柘冰壽福の座下に就て戸羅を受け、五夏の制に遵つて三業を嚴净し、三千の威儀、八万の細行において(律に)因つて端ざざるはなく、委さに曲暢を竟めたといふ。『潭柘山志』には、当時の教界の弊風を慨歎し、通人の言を引いて次のように述べている。無上菩提の道は、まさに戒を以て本とする。因て端ざざるはなく、本が立つてこそ道は生ずるのであり、それは独り儒者のみが然りとするものではない。ところが学人達は僅かに戒品や律儀を知つていても、なお未だ深く諳んする迄には至つていよいである。そこで律寺を後にして教を聽き、また禪に參じたりするが、一体未だ堂にも升らないで入室を思うも、どうして道が得られようか、と。

師は秉性直諒にして戒律精厳し、引禮より次第に位を升せて羯磨師に至り、よく律門を補佐して後學の模範となつた。師西峰は道光二十八年に入寂したので潭柘の一席は師を推して之を主らしめることとなつた。師は高位に身を置くも、なお学地にあるが如く、古式に遵い、如法ならざる

者は之を懲し、清規嚴肅にして、不肖の者はこれを畏れること烈日嚴霜の如くであつたと伝えられている。⁽³⁹⁾

心純真常(一八一六—一八六五)、師は山東濟南府歷城県の人、俗姓は李氏、その生後、一相士が師の状貌俗を絶するを見て、他日出家せば必ず英賢の仏子となるであろうと予言した。父母はその言を信じ、本邑の東、方景に寛露円かにした。永壽はその法器たるを知り、地賓、引禮の職を委し、次いで慈相法主の堂に升せ、また法室に入れて賢首の学徒とした。『潭柘山志』は師について、「それ三藏の實相妙理において既に能く心に神會を領し宗説みな通じ、史鑑諸子百家並びに能くし、流れに沿ひ源を遡り貫通し融會せり」と記している。

これより士大夫翕然として之を称し、見を求める者踵を相接するに至つた。師はこれらを誘掖するに先ず欲を以て鉤索し、然る後に佛慧に入らしめるなど、善巧方便を講じたとされている。

歳三十六にして教授より羯磨に転じたが、適々師の永壽が化去するに値う。大衆が師を正位に請うたので岫雲第十

五代として一山の領袖となり、六和の僧衆を統率した。師は大任を荷担すること十四年、知命の年に至り偶々疾(40)を患い化を遷した。

棟昌元魁（一八二〇—一八六七）

師は直隸宣化府萬全県の人、幼くして龍王廟の安正に依り祝髮、長ずるに及んで心を梵冊に専らにし、その語を口に上せることができたという。

道光十七年潭柘に詣つて円具し、西峰の座下に結夏して他出することなく、受くるところの三壇戒法を取つて頭より披閱細心に玩索し、五篇三聚の文、梵網四分の律を精研して悉くその旨趣を諳じ、また遊行にも従つた。西峰は師が将来量り知れぬ大事を成し遂げ得る人物であるとみ、命じて書記、引禮、知客となし、事に任せしめた。かくて世縁を練習するに洞きて肯綮に中らざるなく、庖丁の牛を解くが如くであつたといふ。

これより教授に陞せられ、羯磨に転じた。ついで宣化府内にあつた普化寺が師の祖庭であつたことから、ここに常住を開建して雲水を接納した。大家は師に之を主らしめたので潭柘の式により之を律した。程なく潭柘の心純和尚が

示寂したので本山に回り、第十六代の主として方丈の位に即き戒法を伝えたが、両刹を兼顧して苦勞を重ね、住山僅か一年にして疾を示し卒去した。(41)

慈雲普德（一八二七—一八八三—）

師は直隸順天府大興県の人。俗姓は傅氏、生まれて穎異絶倫、性來佛事を喜び再来の人と目された。

九歳にして藥王廟の奇峰を礼し祝髮したが、まだ廟に入らざるに奇峰は化し去り、二人の師兄に従つて成人した。これら両師兄はただ目に農事を勤めるのみの平凡な生き方をしているだけで格別取柄とてなかつた。師は若年の身ながら志を立つこと最も堅く、經典を学ばんとしたが人の指授するなきに苦しむ。その間幸いに塾の設あり、就いて之を正し、鄒魯の書を読み、頗る文字を諳んずるを得た。十九歳の時、両師兄に請うて剃髮し、道光二十五年、潭柘山に登り、西峰の座下に尸羅を秉けることとなつたのである。これより發心して佛學に參じ、善友に親近すると共に禪堂に棲息し、功課を勤習し、毘尼を精研して舉止威儀毫釐も法に忒うことがなかつた。

次いで維那に充てられ、引禮、知客に抜擢され、続いて

教授師、さらに羯磨師に陞せられるなど、凡そ常住の職掌にして備さに経歴せざるはなかつたという。

適々翊教寺⁽⁴²⁾の海然、師が言動規矩に循うのを察して、これこそまさに法門の砥柱にして、末世の良師たらんと確信し、その昔崇理老人より得しころの衣巻を取り出し之に付して賢首宗第三十四世の祖となし、また闡教禪師に封ぜられた。達天通理⁽⁴³⁾（一七〇一一七八二）下第五代に当たる。

師は同治七年、棟昌謝世⁽⁴⁴⁾の後を承けて本山に繼席、春秋の期に伝戒して寰祖の家風を紹ぎ、九夏の安居に如來の法命を秉り、六時に行道し、一心に念佛して梵行を倡え清衆を指導した。ここを以て常住の僧徒恒に二百衆を逾え、雲水の往来多くして僕數を更め得ない程であった。苟くも法喜禪悅もつて饒益するあり、之に感通するに非ざれば何んぞ能く道風遠く播き、縉白みな欽うことがあろう。儼然たる靈山の勝會また今日に現ず、とは『潭柘山志』のとくに

いうところである。同治十三年、智成常順（一一九〇九）は師に就いて受具している。

これら永壽門下の諸律祖が潭柘を化に演べたのは、清朝も末期に近い咸道の間であるが、西紀一八五一年に当たる

咸豐元年、洪秀全は永安を攻略して太平天國を樹立し、咸豐三年には武昌より長江沿いに東進して、九江安寧を陥れ、二月南京に達してこれを都とし、天京と改めた。⁽⁴⁵⁾これより両三年の間がその最盛期であつたとみられている。潭柘に住した壽光、心純、棟昌、慈雲等は何れもこの動乱の時代を生きている。そのうち壽光は乱の初年に寂に就いたが、心純が潭柘の法席を董したのは、正に亂も闡の時期であり、棟昌、慈雲は順次その後を承けて潭柘の住持に任じ伝戒をなしていることが知られる。これによれば華北の一部は、江南の地に比して太平天國軍による被害も軽微であつたとも考へられる。⁽⁴⁶⁾とくに都雉を去る九十里西山下、峰巒の環遶する中にあつた潭柘には、兵禍が及ばなかつたものであらう。

九 古祖下第十世の諸律祖

寶華山は、千華一派律学の済叢として近代に至るまで律の法燈を承継したが、華山に住した古祖下第十世（千華九世）以下の律祖については、その行業の知られる者は皆無に近く、僅かに圓先の伝歴について一部が知られるに過ぎ

ない。しかもこれとて『南山宗統』には載せられてはいな
い。華山燈譜の別称を有するこの書に古祖下第十世及びそ
れに続く諸祖の伝灯を記することなく、却つて京師の法
源、廣濟、福源等の律寺に拠つて弘戒した若干の諸律祖の
事跡が述べられているのは、天月が法源寺に灯を紹いで以
後、千華の主流派が寶華から京師に移つたことを裏書きす
るものではなかろうか、そのことは理筠と天月両師門下
の法嗣の数にも反映しているように思われる。『律宗燈譜』
卷八に補録されている古祖下第十世に列せられる律師は計
一百一十人に上つていて⁽⁴⁹⁾。その配列は、寶華に開戒した理
筠の法嗣渾儀から始めているから、以下これに準拠し、
略して行業を述べることとする。

渾儀圓先（一一八一〇頃）、文海の高足理筠性言、天月
性實は、共に京師の皇壇に師の宏戒を補佐したが、事畢つ
て文海に従つて還山した理筠は寶華に繼席した。その後
を承けたのが圓先である。師は山東沂州府郯城県の人、俗
姓は范氏、年十四にして海州碧霞宮に投じて祝髮、乾隆二
十九年、寶華山において具足戒を受けられ、理筠の記莖
を蒙つて寶華山第九代を紹いで法席を主り躬行実践以て成

規を恪守した。師の住山中聖駕臨幸の盛儀に逢うこと兩度、
寶華の律席を董すこと三十四年の長きに及んだ。

遇隆了昇（一一七七八？）は、江蘇徐州府銅山県の人、
俗姓は董氏、性來木訥で笑い寡く、言に応じて事務を接し、
解を求めるここと甚だしからず、友には必ず端正なるを選び
とつたという。これによつて師の天月はよく人を知る、と
評された程である。

太僕寺正卿劉純煒は、浙江の藩司から簡ばれ、太僕に任
ぜられて京師に来至し、法源寺の東鄙に寓居した際、同寺
の方丈であつた遇隆と往来して方外の交を結んだ。同門の
理筠示寂の後、塔銘に序するに当たり、遇隆に合不合を
確かめたという。⁽⁵¹⁾ その言、信を措くに足るとされたからで
ある。

師は清規修飾し、勤儉にして克く出入を量つて衆寡を約
し、居室の経費塔のごときも、天月の筋力の及ばざるところ
を承けて遺憾ながらしめたと称されている。『南山宗統』
は天月が退院に際し、師に薦めて方丈の事を主らしめたと
いう。『新續高僧傳』には、乾隆二十三年、天月は圓林に
席を伝えて退院閑居したと記されている。圓林は天月下で

は第十九位に列せられている人であるが、遇隆の後を承けて法源に住し、遇隆の門人界空が圓林に継いで法源の席を董した、とみるのが順当である。なお遇隆は誤つて薬餌を投じ、急逝したものである。戊戌（乾隆四十三年）の春、界空眼は、師の遺像を持し皇第六子に題を為ることを依託したとされている。

崧巖圓修（一七一四—一七七五）は、河南開封府祥符県の人で、天王寺に出家したのち天月に得戒し、さらに法を受けられた。その会下に職を補弼すること十余年に及んだが、道貌巍峨、言論豊采、學問綜貫、才識群を超え昼夜となく跏趺し、脇席に着けることなく、真に古人の風あり、と評されている。

京師内城の西に在った弘慈廣濟寺は勅建の名刹であつたが、當時人物に乏しかつたといい、京畿の諸大寺の尊宿達は、師に方丈の席を主らんことを請うた。師はこれに応じて律法を宏揚し、戒を伝えること数次に及び、また衆率いて清修をなし、敢えて勤苦を憚ることがなかつたという。箇中圓意師は、江南新安の人、号は硯北。幼にして儒業を習うも常に出塵の志を抱懐していた。冠歳を過ぎて遍く

名宿を尋ねて五臺の南山寺に祝髮し、次いで京師法源寺に詣り天月に就いて円具した。その下で監院、教授の職を掌ること十余夏に及んだが、内官は師に福源に住して毘尼を遵行せんことを請うた。また師は皇六子質郡王⁽⁵³⁾の選を奉じて、萬善殿教習兼行繙譯經館に補せられ、士大夫と竺壇を究論するの暇、後学の入室者を育成し、数人を得たとされている。生卒年時等は詳らかでない。

慧寬覺海（一八四三—一九一二）

師は、山東東昌府臨清縣に出で、生まれて岐嶷賦性聰穎であつたが、幼時病い多くその為か瘦骨嶙々としていたといふ。澹泊に甘んじ辛腥を茹わず、やや長じては銳志書を読み、塵囂を厭絶し超然として軼俗の致ありとされている。父母はその夙縁あるを知り、世務を督責せず、大佛寺に送つて闍然を礼せしめ、祝髮せしめた。師は心を經咒に研ぎ、深く佛旨を求め身を謹しむこと清淨であつた。

年二十一にして始めて遊參に發足し、名勝を遍歴して京西の潭柘山に詣り、尸羅を心純に稟けたが、同治癸卯⁽⁵⁵⁾に書記を受けられ、法華、維摩、報恩等の諸經を誦し、傍ら三壇儀範に及び、教授阿闍梨を歷て後学を訓誡するに悉く規

矩に中る、とは伝にいうところである。師は禪宗の教義は

その奥旨弘深にして、良師を得ざれば窺測すること易から

ずと知り、笈を京師の賢良寺に負い、維那に任せられ精進

を加えた。幾ばくもなく師の慈雲が眷念して師を召し潭柘に還らしめた。

光緒十四年、慈雲は師に衣鉢を伝授し、法席を継いで領衆せしめた。かくて師は宏濟の思いを懷いて孜々として力めて倦まず、伝戒すること十壇、津梁益々遠し、と伝えられる。また深く古徳の語を味わい、天王、觀王、龍王、藥師寺等の諸殿、及び廳堂、朝房、靜室、石路、龍潭塔院を重修し、余力は下院翊教寺後閣に及び、輪輿並びに壯にして美、金碧交映するを見た。

師は晩年に発願して、阜城門外の海潮・觀音両庵を囊の万金を傾け、工を鳩め材を広えしめ、傑然たる崇構のものとなし、光彩を一新せしめた。

宣統三年、徵恙を示し、席を覺正に伝えて痾を靜室に養つたが、一日衆を集め、「道は心に在り、事に在らず。法は己に由り、人に由らず。當に力を勉めて以て神用に達せよ」と説諭した。人はこれを解脱の詞なりとした。宣統四

年二月、念佛して西逝したという。

慶然顯珠（一一九〇八）

師は、順天府昌平州の人で姓は朱氏、別に竹心と号した。⁽⁵⁶⁾

幼くして州城東嶽廟の永亮に依り薙髮、次いで潭柘山岫雲寺に棟昌魁公に就いて具足戒を受け、深く律儀を究め、經論に泛及して止持兼ね至り、性相雙び融会した。師はまた諸妄を祛釈し、五蘊俱に空の境地に至つて入定の体験を述べ、世相の苦厄を観じたが、たまたま菜畦を往き、老圃に對して心ありや否やを詢うたところ、老圃答うるに菜にもと心なし、を以てした。ここにおいて師は言下に大悟し解脱を得たとされている。

燕の都下阜城門外に圓廣寺あり。明代隆慶萬曆の間に修葺されたが、年を経て棟宇傾覆するを以てその復興を誓い、栗金銀等多くの布施を得て伽藍を補繕し、僧夏の盛を見るに至つたが、光緒二十四年遽かに寂に就いた。

十 古祖下第十一世以下の諸律祖

『律宗燈譜』には、古祖下第十一世の律祖として九人の名を録するのみである。即ち、京都祇園寺正因佑公の法嗣

に文慧智律師が出で、宛平県觀音寺朗然徹の法嗣に永安有、瑞安仙の二師があり、他に金陵文昌庵月溪靜公の法嗣默堯澤律師、順天府涿州普慶寺德林秀公の法嗣聖峯仁律師、淮安府淮陰県吉祥院天然慧公の法嗣明遠照律師、同淮陰県吉祥院碧溪湛公会下の慈濟珠、聯輝燈、滌塵睿の三律師がそれである。

『南山宗統』はこれより若干多く、前記九人のうち、明遠照を除く八人を録しているほか、京都法源寺遇隆升公の法嗣界空眼等一十六人、同じく法源に繼席した清虛林公の法嗣定學一等八人、京都廣濟寺崧巖修公の法嗣萬鍾錄律師等四人、得空恆公の法嗣顯若現律師等二人、栢峯壽公の法嗣寬如量律師、京都福源寺箇中意公の法嗣慶雲玉律師等五人、京都淮通祠福洪德公の法嗣天禪福律師、京都延壽寺慧實貴公の法嗣亮如仁、蘊修法の二律師、保定宣文寺霞雲明公の法嗣文宗註律師等三人、維揚旌忠寺映霞燦公の法嗣三乘秀律師等計四十三人、前掲の八人と合して古祖下第十一世について京江南を中心に少なくとも五十一人の律師の存在が確認されているのである。

他に『律宗燈譜』『南山宗統』の二書には名を挙げてい

ないが、寶華の席を董した『律宗燈譜』師として愷機明如律師の存在を逸することはできない。師は江蘇揚州府東臺県の出で、寶華第十代の住持、古祖下第十一世の律祖の一
人である。また律宗の祖庭である金陵の古林庵に法灯を掲げた律祖に圓果續悟がある。

古林歴代の律祖に関する『律宗燈譜』は、その卷三に古祖下第四世長安增、卷四に第五世藏林華（一六〇八—一六七九）の略伝を載せる。その後については卷五に合吉鼎（一六二九—一六九五）、卷六に宗本賢、卷七に魯玉璠（一六六〇—一七三六）の名をそれぞれ卷末に録してはいるものの、古林の伝灯を継ぐことには余り意を用いていないようである。魯玉の後は智賓本、普悟澄、繩遠綺、大悅會と次第相承け、その後を継いだのが古祖下第十一世に当たる圓果續悟（一一八二—一四）である。古林同戒錄の贊には、「毗尼を嚴淨し定慧の因を修し、德は萬有を和らげ恩は蒼生を澤す」と記されている。

古祖下第十二世に列せられ、寶華山に第十代の法席を主つた律祖に卓如定靜がある。⁽⁵⁹⁾ 師は明如と同じく楊州府東臺県の人で、俗姓は丁氏、十二歳にして本邑復興庵に投じて

出家した。寶華に在つて苦を茹ねること十年に及んだが、一目飄然として遠く身を隠晦し、終に遺踪を訪い、古刹歸元寺に止まり、ここに滅を唱えたもののようにある。法嗣朗鑒は師の衣鉢を迎えて寶華山内の五十三塔に蔵したとされている。

古祖下第十二世の律祖で、祖庭古林庵に住持となつたのは續悟の嗣明空本修（一七七一—一八四二）である。⁽⁶⁰⁾ 師は江蘇常州府無錫県の人で、姓は翁氏、もと儒学であつたが、忽ち身世を感じて塵網を超えるとし、江蘇江浙寧府溧水県に出家し、道光の初め古林律寺に詣つて具足戒を受け、梵典を窮め佛海に入り、遂に續悟に法を受けられた。道光四年春、續悟が化を遷してのち古林に繼席し、主持すること十五年に及んだ。その間、寺後の山崖に遍ねく花艸を飢えて佳景となし、また山中に千百群を成す白鷺を狩りして厚利を得んものと、寺の左右を伺う者があつたので、師は長官に白して禁猟の地となし、養生所放生池を設け、境内を魚鳥の為に安樂の場としたという。

古祖下第十三世の律祖 宝華山第十二代朗鑒慧皓（一七九二—一八四六）は、江蘇揚州府東臺県の人で韓氏に出づ。

少くして本邑の北極殿一粒に投じて出家し、寶華山卓如の座下に乞うて大戒を受け、次いで付法せられて華山に律席を主り、道光二十六年如意寮に順化した。⁽⁶¹⁾

同じく十三世代に属し、古林に灯を継いだ律祖に虛舟覺眞があるが、その伝歴は詳らかにしない。師の古林在山中に長髪賊の乱が起つてゐるから苦懷を嘗めたものと思われるが、道光から咸豐にかけての時期は、その晩年に近いと思われる。同治三年（一八六四）に、師がなお存命であったことは確認できる。⁽⁶²⁾

古祖下第十四世の律祖 寶華山では朗鑒に嗣いで第十三代の法席を董したのは體乾昌蒼（一七九六—一八四八）である。⁽⁶³⁾ 師は江蘇海州の人で姓は陳氏、十二歳の時、父母に白して本州法起寺に投じ鉅東に就いて祝髮し、受具の後は千華に依止して三學を精勤した。師が繼席するに及んで四方より乞戒の学徒、風を聞いて華山に奔り赴いたと伝えられる。道光二十六年、宏く戒網を開くに緇素雲集し、受戒の者一千二百余衆に至り、文祖より以下、南北の戒期いまだ斯のごとき盛あらず、と讃えられている。寂後に舍利を五十三塔に蔵した。

古林律寺では、古祖下第十四余に列せられる律祖に定願

昌心（一一八八六^五⁶⁴）がある。師はまた別に宇堂と号した。

安徽寧國府涇縣の出身で、俗姓は査氏。幼くして涇の西南に当たる九華山の百歳宮に出家し、長じて金陵古林律寺に來り、虛舟に従つて受具した後、侍して衣鉢を留めたが、

太平天國の乱が起こり、金陵が賊軍の手に落ちたので虛舟に隨侍して禍を田莊の間に避けたが、なお日に僧百余衆に飯したという。鋒火は愈々熾烈となり、衆人は散じ去つておのがじし生計を求めた。ただ昌心のみは師虛舟の左右に侍した。次いで滁州の諸邑が相次いで寇讎の拠点となるに及び虛舟と共に難を宿州に避け、賊中に在つて偽つて瞽者となり、道傍に行乞をなした。伝にはこの間における兵難の実態が生々しく描かれている。

同治三年、官軍が金陵を收復するに及んで、師は宿境に至つて虛舟を迎えた。しかし兵燹の余、寺宇は多く焚毀し荆蒿砌に満ち、瓦礫途を塞ぐの惨状の中で、しばらく茅を結んで盧となし磚を累ねて灶となした。始めまず三楹を構え、次第に百堵を興し、数年の間に殿宇堂室規制ほぼ備わるに至つたという。師は光緒十二年に化滅した。

古祖下第十五世の律祖 敏通海然（一一八六〇）は、江蘇淮安府鹽城県の人で姓は李氏、九歳にして本邑伍佑場三元官において繼信に就いて剃度、二十歳の時寶華に上つて大戒を受けたが、のち峨眉、清涼等の諸山に朝礼し、回つて本邑の廣利院に住持となつた。道光十八年のことである。

同年冬、開堂伝戒の事に従い、同二十五年ここを退き、道光二十八年、寶華山に法席を継いだ。その第十四代の主である。程なく太平天國の乱が勃発した。その間における師の動静は伝わらないが、行道は常ならぬものがあつたと思われる。太平天國が崩壊の一途を辿りつつあつた咸豐十年、師は衣法を印宗に付して退院し、廣利院の常住に回り、この年の七月に示寂した。⁶⁵ 印宗等は衣鉢を迎えて塔を貴人峰の麓に建立した。

同じく古祖下第十五世に列せられ、祖庭古林律寺の席を董した律師に自然隆悟がある。師の伝歴は詳らかでないが、『古林同戒録』には、「勤苦三年、寒暑の間てなく諸部を持誦し、日に程課あり」と記されている。昌心の寂年は光緒十二年であるから、隆悟が師席を襲うたのは恐らく同年のこととみられるのであり、勤苦三年はその住持した期間

を指すものであろう。

古祖下第十六世の律祖 寶華山については、本山に第十五代の法席を紹いだ祖師として聖性印宗の存在が知られてゐる。他方祖庭古林に住持の任を受けたのは東山能高（一九〇〇）である。東山は、江蘇揚州府東臺県の人で姓は周氏、同治の季年に寶華山において具足戒を受け、律儀を厳しく遵守し、人に予えるに寛を以てし、凡そ求請するあれば必ず曲げて之に徇い、財を施し賑を散じ、善と見れば勇んで為したといふ。法席を主ること凡そ六年。その間に戒台を築き廳室を造り、山門大寮具さに経画に見るとされている。師は光緒二十六年七月二十五日に寂し、缸を西廳に奄い、日を擱んで葬が挙げられた。

その前年に義和團の乱が起こり、光緒二十六年春三月には河北に侵攻、これに対し日英独等八ヶ国の聯合軍が大挙して北京を攻めるなどの事があり、国情騒然たる有様であった。拳徒は京師の仏寺を拠点としたところから、聯合軍が入京するや、これを攻めて焚毀したので寺宇の罹災するもの多く、隆安寺真源のように寺内に止まつて火定に入る者もあつたことが知られている。

古林寺については拳徒の乱と直接関わりがあつたか否かは明らかでないが、一日雷電交作して當中に火起こり、藥庫が焼け、寺宇相連なり、殿寮樓閣等一空に轟然たり。石裂け磚は飛び散り、僧衆は傷亡し金像も破損した。この時の惨状について寂鼎の伝中に、火薬横射し、火勢極めて激烈にして陵谷は変遷し千棟百梁化して焜燄となるに至つた。ただ東山の靈骨一缸のみは敗瓦断木の中に存し、完固として損ずることがなかつた、と述べられている。⁶⁸

古祖下第十七世の律祖 寶華山では、その第十六代の法席を浩靜發圓が継ぎ、光緒の後半期⁶⁹、本山に律學の灯を伝えたことが知られる。また祖庭古林の席を主つたのは東山の嗣輔仁仁友（一八六二—一九二一）である。師は能高と同じく揚州府東臺県の人である。師は古林が火患を蒙り、昔日の莊嚴は忽ち化して鳥有に帰し、余煙断木碎石破鏡充満して前後に雍ぎ、傷亡の僧衆等号泣悲啼する声、響いて山谷に応ずるの窮境に在つて、工を興し死力を竭して經營し、昼夜を措かずして辛勤した。為に体貌枯槁黎黒に変じ、人形を留めぬ有様であつたといふ。衆はこれを見て駭然として善心を慨発し、また支應局郭公、火薬局楊公、商務局

余論 懇忠・法源寺の伝灯

劉忠誠等の諸公が各々損資倡助した。近隣の善信士女も悲憫せざるなく扶助を惜しまなかつたこともあり、数年にして旧に復するを得た。かくて毀損した大殿については新たに修建をなし、最も深遠崇高を加えるに至り、中断して伝受されていなかつた戒律についても、光緒二十八年冬期より、開壇して授戒を行い、恪んで祖規を受け永遠に遵行する運びとなり、さらにこの年の春には、殿宇の全容が煥然として朗発を見るに至つたとされている。

古祖下第十八・九世の律祖 この世代に列せられる諸師が在世したのは近代に属するが、寶華については、その第十七代大霖光悅の名が知られており、その嗣融忍が古祖下第十九世として、華山第十八代の法席を主つた。⁽⁷⁰⁾

それより日中戦争、さらに内戦の一時期を過ぎ、中華人民共和国の治下に置かれることになるが、解放後寶華山には百二十名に上る僧衆が住山し、一九五三年より彼等は水田一百三十八畝を耕作し、山林二千六百六十六畝を管理するなど自給自足の態勢がとられているといい、また一九八四年には伽藍修復の工に着手されたと伝えられる。⁽⁷¹⁾

京師には古心如馨に嗣いだ第二世の律祖たる大會永海が懇忠寺に灯を分ち、その後廣濟岫雲の両寺には大會海祖派がしばらく灯を伝えた。京師一円に化を拡げた海祖派と、江寧の寶華山を本拠とする天華派とは、古祖一門において相対峙する二大勢力をなしていたとみられる。

雍正十二年春、文海福聚が世宗の召に応じて懇忠寺に皇壇を開き、法源の額を賜い、中興第一代を称し⁽⁷²⁾、以後法源寺には天月實の法孫が遞代灯を伝えることになった。これは反面、京師の律門に人を得なかつた事を暗に示すものであろう。ただ天華派の進出は、必ずしも京師の律門一派に好感を以て迎えられたとはいひ得ない。というのは海祖派は、法源寺系とは別に懇忠の法燈を承継し、それが後代に及んだ痕跡が認められるからである。但しその各代律祖の伝歴等は伝わらないので詳細は不明であるが、後に『律宗燈譜』の補刻本を印行した者が、巻末に「京都懇忠寺の諸律師、其の法嗣某某より出づ。今は多く考すべからず。しばらくその先後繼席するにより、分ちて世次となし、以て

譜末に補い、覈實を俟ちて再びその法嗣を以て代を逐ひ敍入せん」と記しているのはその一証である。即ち

愍忠第一代	大會海	律師
愍忠第二代	大空滿	律師
愍忠第三代	秀岩	律師
愍忠第四代	無還	律師
愍忠第五代	普潤修	律師 ⁽⁷⁴⁾
愍忠第六代	釋懲璽	律師
愍忠第七代	仰月潮	律師
愍忠第八代	心宗存	律師
愍忠第九代	雪林宇	律師
愍忠第十代	洪修學	律師
愍忠第十二代	行實德	律師
愍忠第十三代	法藏禮	律師
愍忠第十三代	慧寬性	律師

がそれである。

第十三代慧寬はまた廣慧寺を創してその第一代の祖となつた。

次に法源寺については、先にも触れたように、文海の後、

天月實、遇隆昇、清虛林、界空眠が次第法席を継いだが、その後しばらく伝を失する。道光十年前後、釈學の津梁と称せられた信修律師が住持であったことが知られる。その会下に首座位を領した普照は、義府の道宗、禪林の雄伯として名が著れている。後に法源の席を主つた靜涵昌濤（一八一七—一八九三）は普照にも就学したとされている。昌濤は信修に依止し、道光二十六年、推舉されて、久しく残破に委して葺飾すること易ならず、と曰された西園の廣濟寺に住し、潘祖蔭、喬松年等有力な檀越の施捨を受け、六年を費して功成し、光輝金碧を生ずるに至つた。しかしながら咸豐二年院事は龐具を來し、群逆来触して堪忍し得ざる状況にたち至つたという。

咸豐十年、粵寇未だ治まらざる間に外夷隙に乘じて瑕を抵し、大沽に兵を陳べることがあり、京都は震撼し、四衆恐怖して逃亡したが、昌濤のみ独り晏然として薰修焚楮し、黙して國祝を為したと伝えられる。寶珠⁽⁷⁸⁾に次いで、同治八年に師は命を奉じて法源の席を主り、光緒五年には德宗のを駕を迎えて大いに嘉せられ、同十年、僧祿司副印から正印に転じ、伝戒弘律に力を致した⁽⁷⁹⁾。その戒弟子の一人

である明覺護德（一八五六—一九二二）は、法源に在つて師の化を佐けたが、生涯を寺内の鍾寮に終えた。⁽⁸⁰⁾

光緒九年、昌濤は法源の院事をその嗣體本海祥（一八四六—一九〇六）⁽⁸¹⁾に託した。海祥は法源の方丈を主ること二十三年、内外多事多難の際、よく寺門を毀壊の急から固守した。海祥の後を承けた住持の名は伝わらないが、宣統二年、志果⁽⁸²⁾律師が廣濟から法源に移董した。志果は翌三年の冬に退院したので、僧祿司より内務府を経て朝に奏請され、道階が法源寺の方丈となつた。

道階常踐（一八六六—一九三六）は、湖南衡山の人で、

曉鐘と号しました八不頭陀ともいう。光緒十五年、出家して

衡州東一堂智勝寺の眞際を礼して師となし、同年冬衡州府耒陽県金錢山の碧崖に具足戒を受け、入關すること二年、次いで寄禪敬安（一八五一—一九二二）に就学し、台・賢・慈・律・禪・淨等各宗の奥旨を究め、また諸大刹の戒期に請われて度々教授師に任じた。光緒二十六年、初めて金錢山の住持となり、以後寧波七塔寺の請に応じ、印度を周遊して仏舍利を求め、法源に主となつた後、宣統四年、南嶽の祝聖寺の住持に推され、花藥寺、北京天寧寺、天中寺等

に住した。宣統九年法源に回り、『新續高僧傳』を彙輯した。⁽⁸³⁾ 師は道場に住持たること八ヶ処、伝戒十一壇、講經十四座、教授師の職に任ずること二十余座に及び、名声四方に遠播した。⁽⁸⁴⁾ 適々張作霖幕下の楊宇庭なる者、職權を利用して、謀つて南洋の各地に遊歴せしめ、代わりに倓虛隆銜（一八七五—一九六三）に請うて法源に主たらしめたが、軍が北京を退いた後、中華民國十七年、道階の弟子空也が倓虛を逐つて自ら主席に莅み、それより一年を出でずして、同じく道階の弟子徳玉が法源の席を董すこととなつた。

結

以上明末から中華民國時代にかけての、古祖一門を中心とした弘律伝戒の業について概観した。これ以外の諸地域の律院、寺庵等にもそれぞれ独自の長い伝統が存し、禪門の叢林においても結制授戒が行われてきた。⁽⁸⁵⁾ それについてはさらに個別的に調査し、逐一解明する必要があるであろう。ここでは中國における律宗の歴史展開の結末に当たる部分について、僅かに一端の事を取り挙げて述べたに過ぎない。

なおこの稿を閉じるに当たつて、問題点の一つとして提

起しておきたいことは、古祖下八世文海副聚の代に至つて、

この一門が輔仁のいわゆる「南山宗臨濟派」から漸く脱皮を遂げ、独立した一宗としての名実を具備するようになつたのではないか、ということである。そしてそれが、一には見月の法諱の改更、いま一つには燈譜纂輯の業に具現しているのであり、とくに『華山燈譜』から『南山宗統』と書題を変えたのは、いわば南山律宗の開宗宣言であるとも受け取られるのである。

それに対しても金陵古林律寺に拠つた輔仁友に連がる一派は、寧ろ古心・三昧の「故律門」の伝統を墨守しようとするものであり、輔仁による一連の文海批判は、その点をめぐる両派の齟齬懸隔に根ざしていると考えられる。他方京師の律門は、これとは自ら立脚点を異にしているようである。ただ文海一派が協心し精励努力したにも拘らず、昭月貞の事例から窺われるよう、「臨濟派」からの実質的意味での離脱は、遂に果たし得なかつたとの印象が濃厚である。それはまた一宗として自立自存しようとする律学の徒にとつて、宿命的な課題であつたといえよう。

注

(1) 文海の法嗣は極めて多数に上り、計八十八人を数える。

(2) 『律宗燈譜』『南山宗統』の目録には珍輝の会下に、文海、冰壺、天玉等三師の名を挙げている。珍輝の伝中に衣鉢戒本を文海に付したことがいわれるが、他の二師の名は挙げられていない。

(3) 上限は天月性實の生年、下限は昭月性貞の寂年を表す。

(4) この間の経緯について『新續高僧傳』の記は詳細に亘り分明、よつて多くこれにより、併せて『律宗燈譜』を参照した。『新續高僧傳』は佛教大藏經第一百六十一冊所収本による。その卷五十八。

(5) 『南山宗統』性言の伝中には辛亥（九年）師が文翁に随つて詔を奉じて入京云々とする。ここには『寶華山志』卷首の記による。中國佛寺志第一輯所収本。

(6) 『南山宗統』には、乾隆二十五年、治平の請に応じたことは云わず、劉純煥の記に、乾隆乙酉（三十年）、師が治平を主るのを見たと述べているのみ。

(7) 『寶華山志』は、性を明に作る。卷七一二三。伝に「從烟水釣臺黃檗爲心證」「負于萬峰之曲」などといわれているところから。兼ねて臨濟下に嗣法し、〈明〉字輩に列したとも考えられる。因みに南嶽三十五世子肅遠、即非一門下に〈明〉を輩字とする者それぞれ、十一、三あり。また奇然智の法嗣には十名、晦石琦下には五名を数える。

古祖派の諸律祖行業記略（三）（長谷部）

- (8) 宮室を飾る（赤石脂等油漆系の）顔料を塗りおおうこと。
- (9) 天月の伝は、『律宗燈譜』卷八に載せるが、『南山宗統』所収の文とほとんど同じで、詩的に師の芳躅を讚仰した美文調のもの。恐らくは塔銘からの抄出であろう。『新續高僧傳』卷三十二がやや詳しい。
- (10) 『律宗燈譜』の後修本では、その卷八に性賢の伝を収めている。これは『南山宗統』に依つたものと思われるが、他に『新續高僧傳』卷五十八を併せ参照した。
- (11) 中散大夫の位にあつた人を先祖にもつ、の意か。
- (12) 『律宗燈譜』は彭城沛県と記す。彭城は古称、銅山県に治す。銅山の北西辺に徵山湖あり。銅山・沛両県のほぼ中間に当たる。
- (13) 『南山宗統』には徳増の伝を収めるが昭月を載せない。
- (14) 律宗の伝灯を表するのが〈性〉字、禪宗のそれが〈了〉字であろう。
- (15) 該山は、天寧、金山と共に清代三大叢林の一つに数えられる。
- (16) 『新續高僧傳』は、「燈」を「鐙」に作る。
- (17) 恐らく宏濟門下の上足達の意であろう。
- (18) 千凌波『中國近現代佛教人物志』一九九五、北京刊本。
- (19) 中華民國二十七年にほぼ定稿を見たものとみられる。「丈室規約」後記参照。

(20) 『高旻寺規約』は來果の編印後、民国四十九年台灣新竹の凌雲寺において、禪堂、客堂、庫房の三規が影印版行されたが、本土では、一九九一年に素聞が高旻の住寺德林の許しを得て、新たに入手した「丈室規約」を加え、四寮規約を公にした。

今その一斑を窺うに、丈室規では、元旦初一日、僧值早殿行籤の条に、丈室の使用人が予め元宝洗面水を用意して和尚に送り、和尚はそれぞれに錢一千文を札として与え、顔を洗い袍子をつけて禪堂に待機、報鐘一声あつて手洗いにて衣を着し、四聖を礼し、韋馱殿に拈香することから始め、歳末に至るまでの住持に関わる法務が詳述されている。庫房規約には、夏秋両季における上田収租の規則をはじめとして、菁苗規則、夏秋の租簿規則、江都県の佃領暫種吐退式、下院の倉房規約、儀徵、寶應兩県の承攬、革佃出倉式等多彩な内容の規則を録している。また、客堂規約には、客堂當職の知客掛單送法、客堂に招待し往来する各界の士官護法に関する規則、客堂が軍政の各界、及び僧界の来賓、陪客等の參觀を接待する法則、上客堂寮元日行の事則、誦戒法則、客堂規約、各寮の首領行單公務規則等が收められており、禪堂規約には、禪堂の班首日行規則、維那日行事則、四季定香式、棒喝門庭規則、禪堂における毎日の早粥、堂に回り嚼楊枝一次することに関する規則、堂中入室の規則、病仮規則、行香法則、草鞋を晒すことに関する規則等が細々と載録されており、近代

の寺院経済、法制史に関する貴重な資料とされている。

ない。

以下参考のため、高旻寺に法灯を承継した、天慧以下の諸祖の法諱を次第列挙すると、天慧徹—了凡聖—昭月貞—如鑑

澄—方聚成—道圓仁—三德淨—慧庵聽—德慈演—紹珠明—嚴光明—智福倫—朗輝融—普照融—月朗定—慧泉振—明軒瑞—來果樹となる。但し資料により表記の仕方に若干の異同が存する。なお來果は南嶽下第四十六世に当たるとされている。

(21) 『正源略集』卷十六、正續藏一一乙、一八一二、二四六以下。

(22) 了貞の師了凡は、雍正五年、怡然に杭州大雄山崇福寺に謁した。その時師翁に当たる天慧は首座位に在つたという。天慧は乾隆二年、ここに居住した。

(23) 上掲丹陽の萬壽寺をいうか。

(24) 寶華山の演派偈では、八代以降は〈福性圓明〉であるから、律の伝灯を紹ぐのは〈性〉字輩で、性言、性實、性貞、性賢、性泰、性廣がこれに当たる。

(25) 『律宗燈譜』記八に、「又」として追録されている。通算第三十一紙。なお『南山宗統』には伝を欠く。因みに協は嘗の上、旅団。

(26) 『南山宗統』千華八世德增賢の後に師の伝を収めるが、版心には書名の下に卷十、と卷数を挙げ、その下に千華九世と記している。しかし師が文海に嗣法したことは明白であるから、千華九世ではなく八世、古祖下第九世となるのは疑い

(27) 原文には、「淮千」と記されているが、淮子、淮と呉の地、の意か。

(28) これは律の学道が、自己完結的なものとして受けとられていなかつたことを裏書きするもので、真摯で利根の学道者達が一樣に辿つた過程であつたと考えられる。

(29) 恐らくは乾隆二十二年三月の行幸のこと。

(30) 同譜卷七、版心には、八世律師伝と記する。

(31) 樅淵は、宿遷県西の地、古称。

(32) 太初來照の嗣、乾隆七年極樂庵に繼席、乾隆十年寂。『新續高僧傳』卷三十一付。

(33) 淮安府淮陰縣城東南隅にあり。漕撫吳維革建。葉長楊『淮安府志』二六一一。

(34) 山左は通常山東を指す。兗州府沂州。漢の郊県は邳県東八十里に当たるともいう。行政区画淮安府邳州良城。授業地安東により近い。

(35) 二つあり。一つは清江浦に、他は板開にあり。洪熙年勅建と伝う。

(36) 師の伝は『律宗燈譜』卷七の他、『新續高僧傳』卷三十に録せられている。

(37) 西山下馬鞍山の西に在り。晉に嘉福、唐に龍泉、金に大萬壽寺、明正統の間、潭柘嘉福寺、康熙中名を岫雲と賜う。『日下舊聞考』卷一百五。北京、古籍出版刊本五一七四二。

古祖派の諸律祖行業記略（三）（長谷部）

光緒『順天府志』卷一七一三八。

中國佛寺志、四四、所收、国立中央図書館蔵本による。

〔38〕『潭柘山岫雲寺志』卷二一三〇。

〔39〕『潭柘山岫雲寺志』卷二一三一。

〔40〕『潭柘山岫雲寺志』卷二一三四。

〔41〕『潭柘山岫雲寺志』卷二一三四。

〔42〕古刹、内城区西城河漕の西にあり、戒壇の下院。光緒『順天府志』卷一六一三〇。師承は、通理—普界—心興—□□—

普德。

〔43〕通理は闡教禪師に勅封されている。以後この一門が代々この号を送られたものか。『新續高僧傳』卷一〇、五九。望

月『佛教大辭典』八一—九三。

〔44〕同志卷二一三六。『新續高僧傳』卷五十九興福篇。

〔45〕柏楊、歴史研究叢書第三部『中國歴史年表』下冊、一二八頁。

〔46〕拙稿「明清時代教界の展望」『愛知学院大学禪研究所紀要』第6・7合併号、一八九一—三三五頁。ここで浙江、江西、福建三省について罹災状況を述べた。とくに江南地方における仏寺の被害が甚大であったのは明白である。

〔47〕劉侗、于奕正『帝京景物略』卷之七西山下。

〔48〕天月会下の律師は数の上では理筠下のその十倍近くに上る。

〔49〕『南山宗統』に名を挙げる古祖下第十世（天華派第九世）の律師は五十一名に止まる。

〔50〕『寶華山志』卷五一六参照。

〔51〕『南山宗統』卷十、理筠言の伝。

〔52〕『南山宗統』卷十、四五。師は天月下第十八位に列せられる。『律宗燈譜』は「崧」を「松」に作る。

〔53〕『清朝續文獻通考』卷二百八十五、帝系考三に載す、高宗純皇帝十七子の第六、和碩質親王永璿、蘇氏に出づ。

〔54〕『新續高僧傳』卷五十九興福篇。

〔55〕伝には癸卯とするが、同治中の癸卯の年なし。師の才識の秀逸なるより推して書記に任せられたのは丁卯六年、二十五歳の頃ではなかつたか、と推測される。

〔56〕『新續高僧傳』卷五十九興福篇。

〔57〕『新續高僧傳』卷三十八靈感篇。

〔58〕中華民國辛酉年に成った『古林律寺同戒錄』には、覺縁、長安增の両師を逸しているが、古祖派の演派偈に〈覺〉字は含まれていながら、伝灯の律祖に列次されていなかつたか、両師が演派の事が確立する以前に行化したかの何れかであろう。古林の一派について演派偈と、古祖下古林律寺に化を挙げた歴代の法諱を併記すれば次の通りである。

眞節—¹如馨—²性璞—³海華—⁴寂鼎—⁵照賢—⁶普璠
通—⁷心澄—⁸源綽—⁹廣會—¹⁰續悟—¹¹本修—¹²本修—¹³覺

眞—¹⁴昌心—¹⁵隆悟—¹⁶能高—¹⁷仁友

これは輔仁友が、慧雲律師第一七世孫と自署しているのに合致する。但し千華派の演派偈は、同じ古祖一門でもこれと異なる。仁友はそれが尊卑を倒置し、倫を瀆し、昧・見二祀の遺訓に背くことになると批判している。『律門祖庭語彙誌』十二紙。

(59) 『寶華山志』卷五一六。

(60) 『新續高僧傳』卷二十五護法篇、『勅賜鳳山古林律寺同戒錄』中華民國十年春期。

(61) 『寶華山志』卷五一一〇。

(62) 『新續高僧傳』卷五十九興福篇、昌心伝付。前掲『古林律寺同戒錄』序、七。

(63) 『寶華山志』卷五一一〇。

(64) 『新續高僧傳』卷五十九興福篇、『古林律寺同戒錄』序、七。

(65) 『寶華山志』卷五一一〇。

(66) 虛雲は光緒十五年に寶華山に至り、聖性和尚を礼したといふ。岑學呂編『虛雲和尚年譜』一二二頁。

(67) 『新續高僧傳』卷三十八靈感篇、『古林律寺同戒錄』序。

(68) 前掲二書参照。

(69) 福縁寺日照は、光緒二十年、寶華山に於いて浩淨に受具したといい、焦山智光は光緒三十一年、浩月に受具したといふ。

如—寂—讀—德—眞—常—實—福
如馨—寂光—※讀體—德基—眞義—常松—實珠—福壽
性—圓—明—定—慧—昌—海—發—光
性言—圓先—明知—定靜—慧皓—昌蒼—海然—發圓

悅—融忍—戒—月

※見月の本名は照體であつたが、文海が讀體に更えたとい

う。輔仁は他の例をも含めて文海は遠祖の諱を犯し、また倫を瀆すものとして難じてゐる。

(70) 師が繼席した年時等は明らかではないが、わが大正末年から昭和にかけての頃住山したものによつてある。水野梅曉『支那近世佛教史の研究』九頁。

(71) 『法音』一九八八、第一号、二六頁。黃常倫「律宗祖庭隆昌寺」

(72) 輔仁は法脈の源流が飽くまで古林にあることを主張すると共に、中興法源第一代を称するのを可ならずとす。この方式に従えば隆昌寺も〈慧居〉の額を賜つた時、中興慧居一代とし、五臺永明寺に皇戒を開いた古心にも、永明第一代の説はないとして、文海の所為を難じてゐる。『律門祖庭彙誌』辯訛の条参照。

う。浩字は三者に共通するも輩字ではないから誤伝か。因みに寶華山各代の住持の輩字を、演派偈と対照して確認すれば次の通りである。

古祖派の諸律祖行業記略 (二) (長谷部)

(73) 天月の寂後圓升は、別に師の塔を起こし、愍忠に附せず、と伝えられている。両系の間に反目対立が存したことを思われるものがある。

(74) 康熙七年に悟道し、法王の位を受けた多羅親王（一六五一—？）は愍忠寺不潤に菩薩戒を受けられたとされている。

『宗統編年』卷三十一。正續藏一一二七、一一〇一二、三五〇c。

(75) 蔭の生卒年は一八三〇—一八九〇。『清代名人傳』

Arther W. Hummel, Eminent Chinese of the Ching Period. p.

608. 蕭一山は生年を一八三一とする。『清代通志』五一五五五頁。氏の字は伯寅、咸豐進士、官は工部尚書に至る。卒して文勤と謚せらる。『滂熹齋叢書』五十四種九十二卷、『功順堂叢書』十八種七十卷あり。

(76) 松年（一八一五—一八七五）は山西太原府徐溝県の人。字は健侯。道光進士。安徽陝西の巡撫を歴、粵を平定し捻匪の乱を鎮めるに功あり。同治七年一旦病免、次いで東河総督、同治十年迄。光緒元年卒し勤恪と謚せらる。『蘿亭札記』

及び詩文集あり。『續碑傳集』二七一四。

(77) 太平忠王李秀成は、杭州、蘇州を相次いで陥れた。一方英佛聯合軍が天津に迫り、大沽の砲台を占拠する等の事件が起こっており物情騒然たるものがあつた。

(78) 同治四年前後に、師が法源の住持の職にあつたようで、真源は、就いて具足戒を受けている。

(79) 『新續高僧傳』卷三十一、明律篇。

(80) 『新續高僧傳』卷二十八、靈感篇。

(81) 護德の伝には、法源は昌濤の寂後に主席数々易わる云々、と見えている。

(82) 『七塔報恩寺志』卷五一一一には志果と記し、東初法師は智果となす。『中國佛教近代史』下、八二六頁。

(83) 喻謙は道階の命を受けて本書の纂輯に当たつたとせられるが、惟登もこの事に関わつており、印行後、道階と喻謙の間に紛争を生じたという。望月『佛教大辭典』8・一四四頁。

(84) 前掲『七塔寺志』及び東初『中國佛教近代史』下、八三三頁。干凌波『近現代佛教人物志』三九頁。

(85) 禅門における授戒は、一つには古来よりの慣行に従つて盛修せられ、いま一つには三峰一門の積極的な開導によつて盛んとなつた。それは後に黃檗宗を通して、本邦禅門授戒の法にも影響を与えた。三壇授戒の法はわが国では廃れたが、中國では現代に至るまでこの方式を採用している。現に中国仏教協会では、出家在家の受戒志望者に対し、厳しい規定により三壇戒の授受が行われているという。末木文美士、曹章琪著『現代中国の仏教』一三九頁参照。